

市川市物品調達等に係る電子入札による一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市川市が発注する物品の購入及び製造の請負（以下「物品調達」という。）並びに物品の売払い（以下「売払い」という。）に係る一般競争入札について、電子入札を行う場合において、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、市川市財務規則（昭和60年規則第4号）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「電子入札システム」とは、ちば電子調達システムのうちの電子入札システム及び入札情報サービスを利用して、入札案件の公告から案件登録、参加資格確認申請、参加資格確認通知、入札、落札者の決定、開札結果の公開までの一連の事務を行うシステムをいう。
- (2)「入札情報サービス」とは、ちば電子調達システムの入札情報サービスをいう。
- (3)「電子入札」とは、電子入札システムを利用して処理する入札及び開札事務をいう。
- (4)「紙入札参加基準」とは、電子入札の例外として、電子入札に紙媒体により入札に参加するための市川市物品調達等に係る電子入札における紙入札参加の運用基準のことをいう。
- (5)「紙入札」とは、紙入札参加基準に基づき、紙媒体による入札書等を使用して行う入札をいう。
- (6)「紙入札業者」とは、紙入札参加基準に基づき、紙媒体による入札書等を使用する当該入札参加者をいう。
- (7)「入札書受付締切日時」とは、電子入札システムにおいて設定した入札期間の末日の締切日時をいう。
- (8)「最低価格申込者」とは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者をいう。
- (9)「確認書類等」とは、当該公告に示す入札参加資格確認審査書類等をいう。

(システムの利用)

第3条 電子入札システムの利用に際しては、千葉県電子自治体共同運営協議会が定めるちば電子調達システムの電子入札システム運用基準及び電子入札システム運用要領による。

- 2 入札情報サービスの利用に際しては、千葉県電子自治体共同運営協議会が定めるちば電子調達システムの入札情報サービス運用基準及び入札情報サービス運用要領による。

(紙入札の利用)

第4条 電子入札には紙入札参加基準に基づき、紙媒体により入札に参加することができる。この場合において、この要領に定めがない事項については、紙入札参加基準によるものとする。

(対象)

第5条 この要領の対象となる案件は、原則として次に掲げるもののうち、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 1件当たりの購入予定額が150万円を超える物品の購入
- (2) 1件当たりの購入予定額が200万円を超える製造の請負
- (3) 市川市物品売払い一般競争入札実施要綱に基づく売払い

(入札参加資格要件)

第6条 入札に参加する者に必要な資格は、市川市物品購入業者資格要件等設定要領の例による。

(公告等)

第7条 電子入札に関する次に掲げる事項の公表は、入札情報サービスで実施する。

- (1) 入札公告
 - (2) 入札時の積算に必要な設計書、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）
- 2 前項の規定にかかわらず、入札情報サービスにより難しいときは、市川市公式 web サイトに掲載することにより行うものとする。

(入札参加申請)

第8条 入札に参加する者は、入札参加申請及び入札保証金の納入は要しないものとする。

(見積期間及び入札の期間)

第9条 入札に係る入札価格作成のための見積期間は、次に掲げる期間とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、見積期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- (1) 物品の購入については、市川市物品購入一般競争入札実施要領における見積期間の例による。
- (2) 製造の請負については、市川市建設工事等一般競争入札実施要領における入札価格作成のための見積期間の例による。
- (3) 売払いについては、市川市物品売払い一般競争入札実施要綱における見積期間の例による。

- 2 電子入札の入札期間は、2 日以上の期間を設けるものとし、開札は、当該期間の最終日の翌日以降とする。ただし、市長が必要と認める場合においては、この限りでない。

(予定価格の設定)

- 第 10 条 予定価格の設定者は、市川市事務決裁規程（昭和 62 年 11 月 14 日訓令第 4 号）別表第 1 及び別表第 2 に定めるとおりとする。

(低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適用)

- 第 11 条 製造の請負の電子入札において、市川市低入札価格調査制度に関する要綱に定めるものについては低入札価格調査制度を、市川市最低制限価格制度に関する要綱に定めるものについては最低制限価格制度を適用するものとする。

(入札等)

- 第 12 条 電子入札に参加する者は、入札書を電子入札システムにより作成し、公告に示した入札書受付締切日時までに、次の各号に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。ただし、電子入札システム上の都合により提出することができない書類等については、持参等により提出するものとする。

(1)誓約書

(2)内訳書（提出が必要な入札に限る。）

(3)確認書類等（提出が必要な入札に限る。）

- 2 前項の規定にかかわらず、再度の入札の場合は、前項第 2 号で規定する内訳書を添付する。

- 3 入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の執行)

- 第 13 条 市長は、開札後、次条に規定する落札候補者を決定するとともに、落札保留（入札を終了した日の後日に落札者を決定する旨をいう。）を宣言し、入札を終了するものとする。

(落札候補者の決定)

- 第 14 条 開札の結果、物品調達においては予定価格以内の最低価格申込者を、売払いにおいては予定価格以上の最高価格申込者を、落札候補者として決定し、直ちに電子入札システムにより入札に参加した者全員に落札保留の通知をするものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 11 条の規定により低入札価格調査制度を適用する場合は、市川市低入札価格調査制度に関する要綱第 3 条第 1 項に規定する失格判定基準価格以上の最低価格申込者を落札候補者として決定し、直ちに電子入札システムにより入札

に参加した者全員に落札保留の通知をするものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、第11条の規定により最低制限価格制度を適用する場合は、市川市最低制限価格制度に関する要綱第3条に定める最低制限価格以上の最低価格申込者を落札候補者として決定し、直ちに電子入札システムにより入札に参加した者全員に落札保留の通知をするものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、紙入札業者については、落札候補者となった場合に、電子メール等により通知するものとする。

(電子くじの実施)

第15条 前条で規定する最低価格申込者又は落札者となるべき者が二人以上あるときは、当該入札をした者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者候補者を決定する。

(資格審査)

第16条 市長は、開札後、落札候補者の内訳書の確認及び確認書類等を審査する。

- 2 前項に規定する審査の結果、第19条に規定する入札は、無効とし、落札候補者にその旨の不適合通知書を速やかに電子入札システムにより通知するものとする。無効となった場合は、開札の結果において次順位者あった者を落札候補者として、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者が確認できるまで審査を行うものとする。
- 3 入札参加資格要件の審査は、開札日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に行うものとする。ただし、第11条の規定により低入札調査制度を適用する場合で、落札候補者が調査基準価格に満たない価格をもって申込をしているときは除く。
- 4 第2項の規定にかかわらず、紙入札業者については、無効となった場合に、不適合通知書を速やかに電子メール等により通知するものとする。

(落札者の決定)

第17条 市長は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていると判断したときは、当該落札候補者を落札者に決定し、電子入札システムにより入札に参加した者全員に落札決定の通知をするものとする。ただし、市川市低入札価格調査制度に関する要綱第2条第2項の規定する調査基準価格に満たない入札があるときは、市川市低入札価格調査制度に関する要綱の落札者の決定の例により通知する。

- 2 前項の規定による落札者を決定したときは、それ以降は、入札参加者の内訳書の確認及び確認書類等の審査は行わないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、紙入札業者については、落札者となった場合に、電子メール等により通知するものとする。

(入札の取りやめ等)

- 第18条 市長は、入札に参加する者が連合し、不穏の行動をなし、その他入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札の執行の延期、入札の執行の取りやめ、その他必要な措置を講じるものとする。
- 2 市長は電子入札システムの障害等により、電子入札の執行ができないことが判明したときは、入札の執行の延期又は紙入札へ移行することができるものとする。

(無効とする入札)

- 第19条 次に掲げる入札は、無効とする。
- (1)入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2)連合であると認められる入札
 - (3)電子証明書を不正に使用した入札
 - (4)内訳書の提出が必要な入札において、内訳書の提出がない者のした入札
 - (5)確認書類等の提出がない者のした入札
 - (6)低入札価格調査対象予定の落札候補者が確認書類等に代わる届出を提出した場合における、当該落札候補者のした入札
 - (7)紙入札業者の記名押印を欠く入札
 - (8)紙入札業者の金額を訂正した入札
 - (9)紙入札業者が電子入札により作成した入札
 - (10)その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

- 第20条 市長は、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、開札日の翌日以降に電子入札システムによる再度入札を行うことができる。
- 2 再度入札の回数は1回までとする。
- 3 再度入札の期間は、1日以上の間を設け、開札は入札の期間の最終日以降とする。ただし、市長が必要と認める場合においては、この限りでない。
- 4 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で、前条各号（第1号および第5号を除く。）のいずれにも該当しない者とする。
- 5 再度入札に参加できる者は、再入札書受付締切日時までは、いつでも再度入札を辞退することができる。
- 6 再度入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札の参加等について不利益な取扱いを受けることはない。
- 7 再度入札に参加できる者が、再入札書受付締切日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(入札の不調)

第21条 入札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合及び入札参加者がいない場合は、入札を不調とするものとする。

2 市長は、前項の規定により入札が不調となった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約を締結することができる。

(開札の立会い)

第22条 入札者は、開札の立会いを希望することができる。ただし、公正な入札執行が阻害されるおそれのある場合においては、この限りでない。

2 開札の立会いを希望する場合は、開札日の前日（閉庁日を除く。）の午後5時までに管財部契約課へ問い合わせなければならない。

(低入札調査基準価格等の非公表)

第23条 低入札調査基準価格、失格判定基準価格及び最低制限価格は、落札者の決定前に公表しないものとする。

(入札結果の公表)

第24条 入札が終了し、落札者が決定した後は、直ちに入札情報サービスに入札結果を公表する。

2 公表する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1)物品の購入については、市川市物品購入入札契約に係る情報の公表に関する事務運用要領における契約内容に関する事項の例による。
- (2)製造の請負については、市川市建設工事等一般競争入札実施要領における入札結果の公表の例による。
- (3)売払いについては、市川市業務委託契約、賃貸借契約、施設修繕契約等の入札結果の公表に関する事務運用要領における入札結果の公表の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行日以後に公告する一般競争入札について適用し、令和7年6月1日前に公告した一般競争入札については、なお従前の例による。

(従前の基準の廃止)

3 従前の市川市物品調達電子入札試行実施要領（平成 25 年）は廃止する。

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。